

別表三の二付表

「連結特定同族会社の連結留保金額に対する税額の個別帰属額の計算に関する明細書」

1 この明細書の用途

この明細書は、特定同族会社に該当する連結親法人が法第81条の13(連結特定同族会社の特別税率)の規定の適用を受ける場合に各連結法人ごとに記載し、連結留保金額に対する税額のうち各連結法人の個別帰属額を計算するために使用します。

2 各欄の記載要領

欄	記 載 要 領	注 意 事 項
「法人名」	連結親法人の法人名を記載し、括弧の中には連結留保金額に対する税額の個別帰属額の計算を行う連結法人の法人名を記載します。	
「連結法人間配当等の当期支払額2」	その支払に係る基準日(その定めがない場合には、その支払に係る効力が生ずる日。以下同じです。)にその連結法人との間に連結完全支配関係がある他の内国法人に当期に支払う令第155条の23第1項(連結留保金額から控除する金額等)に規定する配当等の額(適格現物分配に係るものを含みます。)を記載します。	
「連結法人間配当等の当期受取額3」	その支払に係る基準日にその連結法人との間に連結完全支配関係がある他の内国法人から当期に受け取る令第155条の23第1項に規定する配当等の額を記載します。	
「当期末配当等の額(連結法人間配当等の額を除く。)5」	剰余金の配当又は利益の配当(その支払に係る基準日が当期に属するものでその支払に係る決議の日が当該連結事業年度終了の日の翌日から当期に係る決算の確定の日までの期間にあるものに限り、当該基準日に当該連結法人との間に連結完全支配関係がある他の内国法人に支払うものを除きます。)により減少する連結個別利益積立金額を記載します。	
「連結留保税額の個別帰属額がないものとした場合に法人税及び地方法人税の減少額として帰せられる金額6」	次の(1)及び(2)の金額の合計額を記載します。 (1) 「各連結事業年度の連結法人税の個別帰属額の届出書-連結親法人が普通法人(特定の医療法人を除く。)である連結法人の分」の「差引連結法人税個別帰属額4」+「連結納税の承認を取り消された場合等における既に控除された連結法人税額の特別控除額の加算額の個別帰属額5」+「同上に対する税額7」+「連結法人税個別帰属額計10」の外書-「個別控除税額11」-「連結欠損金の繰戻しによる還付金の個別帰属額13」により計算した金額がマイナス(△)になる場合のその金額	

欄	記 載 要 領	注 意 事 項
	<p>(2) 「各連結事業年度の連結法人税の個別帰属額の届出書付表」の「算出連結法人税個別帰属額に係る連結地方法人税個別帰属額1」－「減算調整額3」＋「連結納税の承認を取り消された場合等における既に控除された連結法人税額の特別控除額の加算額の個別帰属額に係る連結地方法人税個別帰属額6」＋「土地譲渡税額の個別帰属額に係る連結地方法人税個別帰属額7」＋「加算調整額8」の外書により計算した金額がマイナス(△)になる場合のその金額</p>	
<p>「連結留保税額の個別帰属額がないものとした場合に法人税及び地方法人税の負担額として帰せられる金額7」</p>	<p>次の(1)及び(2)の金額の合計額を記載します。</p> <p>(1) 「各連結事業年度の連結法人税の個別帰属額の届出書－連結親法人が普通法人（特定の医療法人を除く。）である連結法人の分」の「差引連結法人税個別帰属額4」＋「連結納税の承認を取り消された場合等における既に控除された連結法人税額の特別控除額の加算額の個別帰属額5」＋「同上に対する税額7」＋「連結法人税個別帰属額計10」の外書－「個別控除税額11」－「連結欠損金の繰戻しによる還付金の個別帰属額13」により計算した金額がプラスになる場合のその金額</p> <p>(2) 「各連結事業年度の連結法人税の個別帰属額の届出書付表」の「算出連結法人税個別帰属額に係る連結地方法人税個別帰属額1」－「減算調整額3」＋「連結納税の承認を取り消された場合等における既に控除された連結法人税額の特別控除額の加算額の個別帰属額に係る連結地方法人税個別帰属額6」＋「土地譲渡税額の個別帰属額に係る連結地方法人税個別帰属額7」＋「加算調整額8」の外書により計算した金額がプラスになる場合のその金額</p>	
<p>「別表一の二(一)「5」＋「7」及び「10の外書」のうち帰せられる金額8」</p>	<p>平成28年旧措置法第68条の14第5項(国家戦略特別区域において機械等を取得した場合の法人税額の特別控除)、平成28年旧措置法第68条の15第5項(国際戦略総合特別区域において機械等を取得した場合の法人税額の特別控除)又は平成27年旧措置法第68条の9第11項(試験研究を行った場合の法人税額の特別控除)(平成27年改正前の平成25年改正法附則第75条(連結法人が試験研究を行った場合の法人税額の特別控除の特例に関する経過措置))の規定によりなおその効力を有するものとされる平成25年旧措置法第68条の9の2第7項(試験研究を行った場合の法人税額の特別控除の特例))の規定により読み替えて適用する場合を含みます。(3)におい</p>	

欄	記 載 要 領	注 意 事 項
	<p>て同じです。)の規定の適用がある場合には、次の適用規定の区分に応じ、それぞれ次により計算した金額を記載します。</p> <p>(1) 平成28年旧措置法第68条の14第5項……別表一の二(一)「5」の金額から同項の規定の適用を受ける金額を控除して計算した金額</p> <p>(2) 平成28年旧措置法第68条の15第5項……別表一の二(一)「5」の金額から同項の規定の適用を受ける金額を控除して計算した金額</p> <p>(3) 平成27年旧措置法第68条の9第11項……別表一の二(一)「5」の金額から同条第1項から第3項まで、平成27年旧措置法第68条の9の2第1項(試験研究を行った場合の法人税額の特別控除の特例)の規定により読み替えられた平成27年旧措置法第68条の9第1項から第3項まで又は平成25年旧措置法第68条の9の2第1項若しくは第2項の規定により読み替えられた平成25年旧措置法第68条の9第1項から第3項まで(試験研究を行った場合の法人税額の特別控除)の規定に係る部分の金額を控除して計算した金額</p>	
<p>「個別所得金額に係る連結法人税個別帰属額9」</p>	<p>「各連結事業年度の連結法人税の個別帰属額の届出書—連結親法人が普通法人(特定の医療法人を除く。)である連結法人の分」の「個別所得金額又は個別欠損金額1」の金額がプラスである場合の「算出連結法人税個別帰属額2」の金額を記載します。</p>	<p>「個別所得金額又は個別欠損金額1」の金額がない場合又はマイナスである場合は、この欄への記載は要しません。</p>
<p>「連結親法人が中小連結親法人以外の場合10」、「連結親法人が大法人による完全支配関係がある中小連結親法人の場合11」</p>	<p>令第155条の25第1号(連結留保金額の計算上控除する道府県民税及び市町村民税の額)に規定する個別所得金額がない場合には、記載は要しません。</p>	
<p>「住民税額12」</p>	<p>(1) 令第155条の25第1号に規定する個別所得金額がない場合 (8又は(10又は(11)のいずれか多い金額) ×16.3%</p> <p>(2) (1)以外の場合 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次により計算した金額を記載します。</p> <p>イ 連結親法人が措置法第68条の9第3項(試験研究を行った場合の法人税額の特別控除)に規定する中小連結親法人に該当する場合 (8又は(10又は(11)のいずれか多い金額) ×16.3%</p> <p>ロ 連結親法人が措置法第68条の9第2項に規定する中小連結親法人に該当しない場合 (8又は(10又は(11)のいずれか多い金額)</p>	

欄	記 載 要 領	注 意 事 項
	×16.3%	
「調整個別帰属地方税額に係る控除額 $\left[\begin{array}{l} ((8) \text{又は}(14) \text{のいずれか多い金額}) \times \\ 16.3\% \end{array} \right] \times 20\%$ 15」	令第155条の25第1号に規定する個別所得金額がない場合には、次により計算した金額を記載します。 $\left[\begin{array}{l} ((8) \text{又は}(14) \text{のいずれか多い金額}) \\ \times 16.3\% \end{array} \right] \times 20\%$	
「適格合併等により増加した連結個別利益積立金額22」	適格合併若しくは適格分割型分割により被合併法人若しくは分割法人から引継ぎを受けた連結個別利益積立金額、連結完全支配関係がある他の連結法人の株式の譲渡等により増加した連結個別利益積立金額又は完全支配関係がある法人の寄附修正事由により増加した連結個別利益積立金額を記載します。	
「適格分割型分割等により減少した連結個別利益積立金額23」	適格分割型分割により分割承継法人に引き継いだ連結個別利益積立金額、連結完全支配関係がある他の連結法人の株式の譲渡等により減少した連結個別利益積立金額又は完全支配関係がある法人の寄附修正事由により減少した連結個別利益積立金額を記載します。	
「個別帰属利益積立金差額25」	この金額がマイナスとなる場合には、0と記載します。 なお、「期末連結個別利益積立金額24」の金額がマイナス(△)である場合には、「同上の25%相当額20」の金額にそのマイナスの金額の正数金額を加算した金額を記載します。	例えば、「20」の金額が25,000,000円、「24」の金額が△5,000,000円である場合には、25,000,000円と5,000,000円との合計額30,000,000円を「25」に記載します。
「基準個別留保金額53」	「(18) - ((28)、(52)又は0)」は、次の場合に応じそれぞれ次により記載します。 (1) 別表三の二の「15」、「16」又は「36」に記載した金額のうち、「15」の金額が最も多い場合……(18) - ((28) 又は(52) 又は0) (2) 別表三の二の「15」、「16」又は「36」に記載した金額のうち、「16」の金額が最も多い場合……(18) - ((28) 又は(52) 又は0) (3) 別表三の二の「15」、「16」又は「36」に記載した金額のうち、「36」の金額が最も多い場合……(18) - ((28) 又は(52) 又は0)	
「連結個別留保税額の計算」の「54」及び「55」	「 $\frac{\quad}{12}$ 」の分子には、連結親法人事業年度の月数(暦に従って計算し、1月未満の端数は切り上げます。)を記載します。	

3 根拠条文

法81の18①一、令155の25、155の43